

横浜市下水道条例施行規則新旧対照表

現行	改正案												
<p>(第 1 条～第 7 条 省略)</p> <p>(排水設備の計画の確認の申請書等)</p> <p>第 8 条 条例第 4 条 (条例第 14 条第 2 項及び第 31 条で準用する場合を含む。以下この条において同じ。) に規定する申請書は、排水設備 (水洗便所改造) 計画確認申請書 (第 5 号様式) とし、正副 2 部提出しなければならない。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>(排水設備の工事の完了届)</p> <p>第 9 条 条例第 5 条 (条例第 14 条第 2 項及び第 31 条で準用する場合を含む。) の規定による届出は、排水設備 (水洗便所改造) 工事完了届出書 (第 6 号様式) によってしなければならない。</p> <p>(第 10 条～第 15 条 省略)</p> <p>(水質の測定等)</p> <p>第 16 条 法第 12 条の 12 に規定する水質の測定は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とする。</p>	<p>(第 1 条～第 7 条 省略)</p> <p>(排水設備の計画の確認の申請書等)</p> <p>第 8 条 条例第 4 条 (条例第 14 条第 2 項及び第 37 条で準用する場合を含む。以下この条において同じ。) に規定する申請書は、排水設備 (水洗便所改造) 計画確認申請書 (第 5 号様式) とし、正副 2 部提出しなければならない。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>(排水設備の工事の完了届)</p> <p>第 9 条 条例第 5 条 (条例第 14 条第 2 項及び第 37 条で準用する場合を含む。) の規定による届出は、排水設備 (水洗便所改造) 工事完了届出書 (第 6 号様式) によってしなければならない。</p> <p>(第 10 条～第 15 条 省略)</p> <p>(水質の測定等)</p> <p>第 16 条 法第 12 条の 12 に規定する水質の測定は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 1114 647 1161">水質の項目</th> <th data-bbox="647 1114 1050 1161">測定の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="271 1161 1050 1217">(省 略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1217 647 1335">トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素</td> <td data-bbox="647 1217 1050 1335">1 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上</td> </tr> </tbody> </table>	水質の項目	測定の回数	(省 略)		トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素	1 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1135 1114 1512 1161">水質の項目</th> <th data-bbox="1512 1114 1915 1161">測定の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1135 1161 1915 1217">(省 略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 1217 1512 1335">トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素</td> <td data-bbox="1512 1217 1915 1335">1 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上</td> </tr> </tbody> </table>	水質の項目	測定の回数	(省 略)		トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素	1 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
水質の項目	測定の回数												
(省 略)													
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素	1 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上												
水質の項目	測定の回数												
(省 略)													
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素	1 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上												

1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン	
(以下省略)	

2 (省略)

(第 16 条の 2 省略)

(横浜市以外の者の行なう工事等)

第 17 条 条例第 16 条第 1 項 (条例第 27 条第 2 項で準用する場合を含む。第 3 項において同じ。) に規定する申請書は、／公共／一般下水道施設築造工事等承認申請書 (第 12 号様式) とし、正副 2 部提出しなければならない。

2～5 (省略)

(横浜市以外の者の行なう工事等の完了届)

第 18 条 条例第 16 条第 2 項 (条例第 27 条第 2 項で準用する場合を含む。) の規定による届出は、／公共／一般下水道施設築造工事等完了届出書 (第 17 号様式) によってするものとし、正副 2 部提出しなければならない。

2 (省略)

1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン <u>1,4-ジオキサン</u>	
(以下省略)	

2 (省略)

(第 16 条の 2 省略)

(横浜市以外の者の行なう工事等)

第 17 条 条例第 16 条第 1 項 (条例第 33 条第 2 項で準用する場合を含む。第 3 項において同じ。) に規定する申請書は、／公共／一般下水道施設築造工事等承認申請書 (第 12 号様式) とし、正副 2 部提出しなければならない。

2～5 (省略)

(横浜市以外の者の行なう工事等の完了届)

第 18 条 条例第 16 条第 2 項 (条例第 33 条第 2 項で準用する場合を含む。) の規定による届出は、／公共／一般下水道施設築造工事等完了届出書 (第 17 号様式) によってするものとし、正副 2 部提出しなければならない。

2 (省略)

3 市長は、条例第 16 条第 3 項（条例第 27 条第 2 項で準用する場合を含む。）に規定する検査をしたときは、／公共／一般下水道施設築造工事等完了検査済証（第 18 号様式）を届出者に交付するものとする。

（第 19 条 省略）

（使用の許可）

第 20 条 条例第 17 条第 5 項（条例第 31 条で準用する場合を含む。）に規定する許可に係る申請書は、／公共／一般下水道一時使用許可申請書（第 20 号様式）とする。

2 （省略）

3 市長は、条例第 17 条第 3 項（条例第 31 条で準用する場合を含む。）に規定する許可をしたときは、／公共／一般下水道一時使用許可書（第 21 号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用方法の承認）

第 21 条 条例第 17 条第 5 項に規定する承認に係る申請書は、／含油汚水／酸・アルカリ・めっき汚水前処理施設使用方法承認申請書（第 21 号様式の 2）とする。

2 （省略）

3 市長は、条例第 17 条第 4 項に規定する承認をしたときは、／含油汚水／酸・アルカリ・めっき汚水前処理施設使用方法承認書（第 21 号様式の 3）を申請者に交付するものとする。

（第 22 条～第 23 条 省略）

3 市長は、条例第 16 条第 3 項（条例第 33 条第 2 項で準用する場合を含む。）に規定する検査をしたときは、／公共／一般下水道施設築造工事等完了検査済証（第 18 号様式）を届出者に交付するものとする。

（第 19 条 省略）

（使用の許可）

第 20 条 条例第 17 条第 5 項（条例第 37 条で準用する場合を含む。）に規定する許可に係る申請書は、／公共／一般下水道一時使用許可申請書（第 20 号様式）とする。

2 （省略）

3 市長は、条例第 17 条第 3 項（条例第 37 条で準用する場合を含む。）に規定する許可をしたときは、／公共／一般下水道一時使用許可書（第 21 号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用方法の承認）

第 21 条 条例第 17 条第 5 項に規定する承認に係る申請書は、酸・アルカリ・めっき汚水前処理施設使用方法承認申請書（第 21 号様式の 2）とする。

2 （省略）

3 市長は、条例第 17 条第 4 項に規定する承認をしたときは、酸・アルカリ・めっき汚水前処理施設使用方法承認書（第 21 号様式の 3）を申請者に交付するものとする。

（第 22 条～第 23 条 省略）

(前処理区域に係る下水道使用料の水質濃度割額)

第23条の2 条例別表第2に規定する規則で定める額は、次の算式により算出した額とする。

$$Y = 4.0C_{CN}(V_{CN} / (V_{CN} + V_{Cr})) + 4.1C_{Cr}(V_{Cr} / (V_{CN} + V_{Cr})) + 1.1(C_M(CN系)(V_{CN} / (V_{CN} + V_{Cr})) + C_M(Cr系)(V_{Cr} / (V_{CN} + V_{Cr})))$$

(算式以外の部分 省略)

(第24条～第34条 省略)

(占用の許可)

第35条 条例第24条第2項(条例第31条で準用する場合を含む。)で準用する条例第23条第1項の規定による申請書は、/公共/一般/下水道占用許可申請書(新規・更新・変更)(第30号様式)とし、正副2部提出しなければならない。

2 (省略)

(第36条～第42条 省略)

(前処理区域に係る下水道使用料の水質濃度割額)

第23条の2 条例別表第2に規定する規則で定める額は、次の算式により算出した額とする。

$$Y = 5.0C_{CN}(V_{CN} / (V_{CN} + V_{Cr})) + 5.1C_{Cr}(V_{Cr} / (V_{CN} + V_{Cr})) + 1.4(C_M(CN系)(V_{CN} / (V_{CN} + V_{Cr})) + C_M(Cr系)(V_{Cr} / (V_{CN} + V_{Cr})))$$

(算式以外の部分 省略)

(第24条～第34条 省略)

(占用の許可)

第35条 条例第24条第2項(条例第37条で準用する場合を含む。)で準用する条例第23条第1項の規定による申請書は、/公共/一般/下水道占用許可申請書(新規・更新・変更)(第30号様式)とし、正副2部提出しなければならない。

2 (省略)

(第36条～第42条 省略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市下水道条例施行規則(以下「旧規則」という。)第16条第1項の規定に基づき測定している水質項目のうち1,4-ジオキサン(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の場合に限る。)については、その測定が終了するまでの間、この規則による改正後の横浜市下水道条例施行規則第16条第1項の規定の適用については、同項中「1箇月」

(別表省略)

別記

様式目次

(第 1 号様式～第 21 号様式 省略)

第 21 号様式の 2 /含油汚水/酸・アルカリ・めっき汚水/前処理施設使用方法承認申請書 (第 21 条第 1 項・第 2 項)

第 21 号様式の 3 /含油汚水/酸・アルカリ・めっき汚水/前処理施設使用方法承認書 (第 21 条第 3 項)

(第 22 号様式～第 25 号様式 省略)

第 26 号様式 /公共下水道使用料/公共下水道占用料/一般下水道占用料/減免申告書 (第 32 条第 3 項・第 4 項・第 5 項・第 6 項、第 37 条第 2 項、第 40 条)

(以下省略)

とあるのは、「14日」とする。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(別表省略)

別記

様式目次

(第 1 号様式～第 21 号様式 省略)

第 21 号様式の 2 酸・アルカリ・めっき汚水前処理施設使用方法承認申請書 (第 21 条第 1 項・第 2 項)

第 21 号様式の 3 酸・アルカリ・めっき汚水前処理施設使用方法承認書 (第 21 条第 3 項)

(第 22 号様式～第 25 号様式 省略)

第 26 号様式 /公共下水道使用料/公共下水道占用料/一般下水道占用料/減免申請書 (第 32 条第 3 項から第 6 項まで、第 37 条第 2 項、第 40 条)

(以下省略)